

巻頭言

「すべて国民は、(人たるに値する) 勤労の権利を有し、義務を負ふ」

協同総研副理事長 岡安 喜三郎

労協センター事業団は、2001年、2004年と「組合員の生活と仕事観」の組合員アンケートを行い、その結果を「協同の発見誌」で発表してきた(第122号、第159号)が、今回、昨年12月に実施したアンケートの集計結果がまとまった。結果については、本号の特集として掲載されているので、ぜひ御高覧いただきたい。

その中に組合員の年代別分布が出てくる。ここにワーカーズコープの特徴が現われている。それはワーカーズコープ全就労者のほぼ3割が60代、70代の就労者だということである。高齢者の割合が他の形態の事業体に較べ多いということがワーカーズコープの特徴である。これは言うまでもなく、ワーカーズコープが労働における社会的包摂という性格を持っていることを示唆している。

このようなワーカーズコープの性格は、団塊の世代にとってこれからさらに重要な役割を果たすことになる。2007年から多くの企業で団塊世代の60歳定年による退職者が生まれている。法改正によって65歳まで

雇用を企業に課すようになったとは言え、そうであっても実際は再雇用であり、しかも多くは給与の激減になる。現在ある協同組合の全国組織で働いている団塊世代の人(所謂幹部だった人)は、定年後労働時間が変わらず労働単価が数分の一となる契約になったという。

オランダ的なワークシェアの発想を生かすなら、総収入調整は、時間単価は極力下げず時間数を減少させるという方法が求められたのかも知れないし、そうすれば団塊世代は時間的にも段階的に地域デビューの「インターンシップ」もできるのに、と思えてならない。

しかし「再雇用」はまだ良い方である。中小規模ならこれ自体が経営問題として「深刻」でもある。また、所謂「正社員」でない人が健康・体力その他の理由で、体よくリストラの対象となって働き口がなくなり、しかも国民年金(基礎年金)支給年齢には達していない、前期高齢者以前の「狭間の世代」問題も大きな問題となっている。以前、NHKで放映された「団地の孤独死」でも年

金支給前世代が問題視されたのは記憶に新しい。

「多様な働き方」の名の下に、使い捨て・非正規労働がますます拡大している今日、働くということが生活の基礎、ひいては社会の基礎にもならないような事態は、まずもって社会的解決が必要とされる。

話を、労働と協同組合に戻そう。いま、このようなことを背景に、センター事業団の提起・支援の下、シニア社会委員会が結成された。仕事おこしや社会連帯活動が主であるが、これに加入することによって、センター事業団の事業所にインターンシップできることで、地域に役立つ仕事おこしを実感しながら仲間づくりを進めることができる。その土台となる「協同労働の協同組合」が一つの典型として注目しているものとして、イタリアの社会的協同組合がある。ここでもう一度「労働」について考えたい。

周知のことと思われるが、イタリアの憲法45条第1項に「共和国は、相互扶助の性格を持ち、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的機能を承認する。法律は最適な手段で協同組合の発展を促進し助成すること、又適切な監督によりその性格及び目的を保証することを定める」と協同組合のことが謳われている。その憲法は「イタリアは労働(lavolo)を基礎とする民主的な共和国である」(第1条第1項)とイタリア国家を規定することで始まる。

日本ではどうであろうか。もちろん(というのも変な話だが)、憲法に「協同」や「結(ゆ

い)」の言及は見られない。労働については憲法第27条第1項に「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と謳われている。「勤労」は英語では「work」が対応するが、一方で「勤労の権利」とは、働く意思と能力のある人が勤労の機会を要求する権利(ただし抽象的権利)であって、その実現のために国の施策が要求されるとする。それは一般的な雇用促進、個々の職業紹介、職業訓練の場の提供、就労の機会の実質的保障、失業者の生活保障が主要な内容だという。

現在、グローバル化の中で、それだけではカバーできない労働を巡る社会矛盾(雇用労働の劣化、ディーセントワークの欠如、ワーキングプアの発生・拡大等)が生まれ、国際的地位の低下のみならず、日本社会が社会足り得なくなっているのは、前に述べた通りである。法律上の整合性等については私も素人なのでわからないが、少なくとも既存の法律の整合性・既存法律の修正だけでは解決しなくなっているのではあると言える。

「協同労働法」制定市民会議の法要綱案には、「働く意思のある者たちが協同で事業を行うために…」と書かれている通り、さまざまな人たちが勤労の機会を自らの「協同出資・協同経営によって共に働く」ことで実現する新たな仕組みを追求している。憲法27条で謳われる仕組みを、実践的に補強しうる制度とも言えるのではなかろうか。そのような働き方に法的整備をお願いしたいというのが、この間の法制定運動の趣旨と理解している。